



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和5年7月31日(月)

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課

課 長 高橋 喜治

主任産業安全専門官 熊谷 昭彦

課 長 補 佐 増川 賢一

(電話番号) 022-299-8839

令和5年上半期(1月～6月)の労働災害発生状況について

～前年同期に比べ、死亡者数は1人減少、休業4日以上之死傷者数は82人の減少～

宮城労働局(局長 ^{たけうち} 竹内 ^{あきら} 聡)では、このたび、令和5年1月1日から6月30日までの労働災害発生状況(速報値)をとりまとめましたので公表します。

【概要】

県内の事業場で発生した新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除いた労働災害による死亡者数(以下「死亡者数」という)は7人(前年同期比-1人・-12.5%)、また、休業4日以上之死傷者数(以下「死傷者数」という)は1,051人(前年同期比-82人・-7.2%)となっています。

なお、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含めると死亡者数7人(前年同期比-1人)、死傷者数1,262人(前年同期比-277人)となっています。

(1) 死亡災害による死亡者数は、7人となっており、前年同期に比べ1人減となっています。

業種別にみると、「建設業」4人、「製造業」2人、「商業」1人となっています。

また、事故の型別にみると、「墜落・転落」3人、「はさまれ、巻き込まれ」3人、「交通事故(道路)」1人となっています。

(2) 月別死傷者数は、前年に比べて特に1月は、25.3%の大幅な減少となり、1月～4月は減少傾向でしたが、5月以降は増加傾向となっています。(グラフ1)

(3) 主な業種別死傷者数は、製造業178人(全体の16.9%、以下同じ。うち死

亡者数 2 人)、建設業 123 人(11.7%、うち死亡者数 4 人)、陸上貨物運送事業 132 人(14.8%、死亡者 0 人)、第三次産業 541 人(51.5%、うち死亡者 1 人)となっています。(表・グラフ 2)

前年同期に比べて、主な業種すべてで減少しており、特に、陸上貨物運送事業(前年同期比 - 12.6%、以下同じ)、建設業(- 10.2%)で減少しています。

- (4) 事故の型別死傷者数は、転倒 365 人(全体の 34.7%、以下同じ。)で多く、次いで、墜落・転落 163 人(15.5%)、動作の反動・無理な動作 135 人(12.8%)、はさまれ・巻き込まれ 96 人(9.1%)の順になっています。(グラフ 3)

特に前年同期に比べて、「動作の反動・無理な動作」が + 31.1%となっています。

- (5) 年代別死傷者数は、50 歳代 270 人(25.7%)で最も多く、次いで、60 歳代 253 人(24.1%)、40 歳代 215 人(20.5%)の順となっています。(グラフ 4)

また、高年齢になるほど転倒災害の占める割合が高くなっています。(グラフ 5)

- (6) 新型コロナウイルス感染症のり患による死傷者数は 211 人で、前年同期比 - 195 人(- 48.0%)となっています。(グラフ 6)

業種別では、社会福祉施設 93 人で最も多く、次いで、医療業 91 人、建設業 20 人の順となっています。

【今後の主な取組等】

- (1) 暑熱期を迎えるに当たり、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」(実施期間 5 ~ 9 月、重点取組期間 7 月)を推進し、対策の徹底を呼び掛ける。
- (2) 労働災害全体に占める転倒災害の割合及び高年齢労働者の割合が高いことから、転倒災害を発生させる環境要因の解消(段差の解消等ハード対策)及び労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対策(転倒リスクチェックと結果を踏まえた運動プログラムの導入等のソフト対策)を促進していきます。

添付資料等

- 1 資料 1 (グラフ 1 ~ 6、表)
- 2 資料 2 「令和 5 年宮城県内における死亡災害発生の概要」
- 3 資料 3 「リーフレット「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」
- 4 参考 宮城県内の熱中症による労働災害発生状況
- 5 資料 4 「令和 5 年度エイジフレンドリー補助金」のご案内
- 6 資料 5 重点事項ごとの具体的取組(第 14 次防計画抜粋)

グラフ 1 月別死傷者数の推移

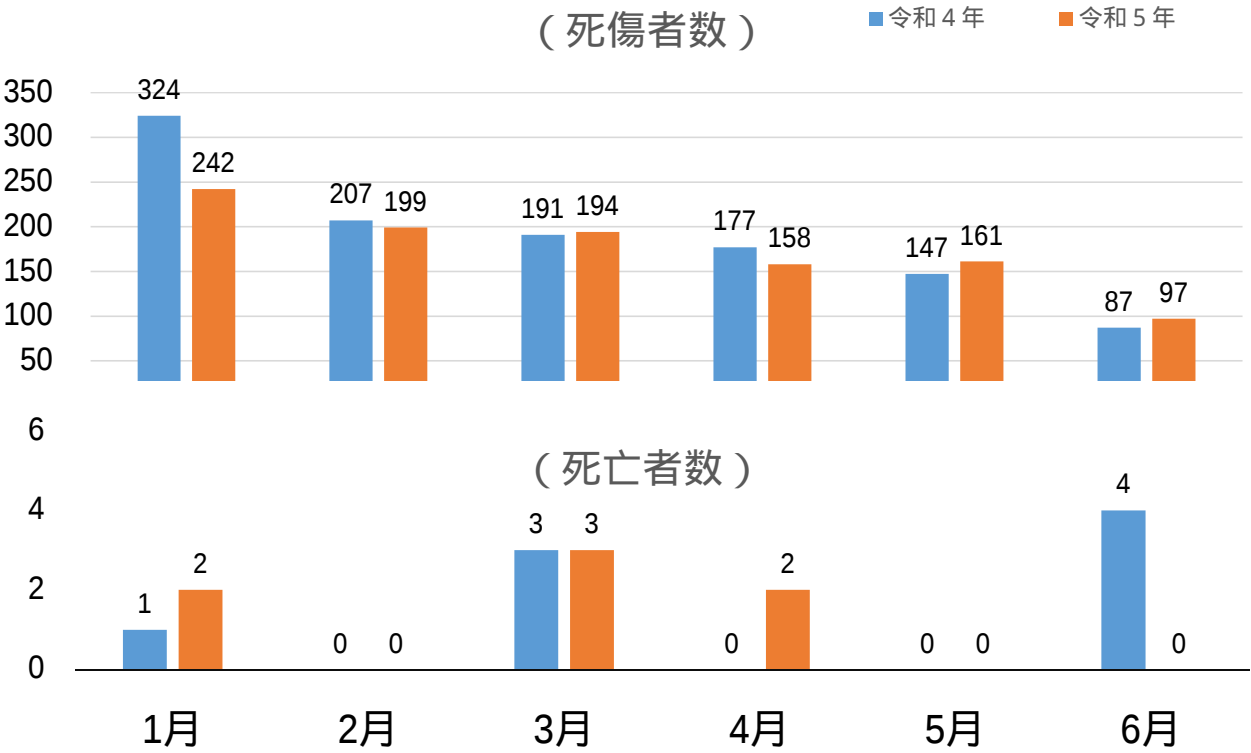
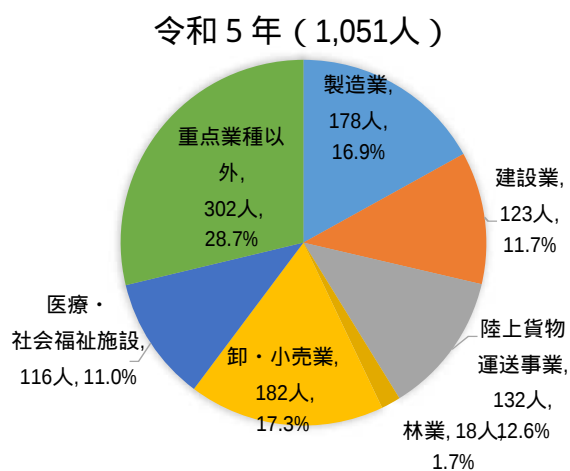
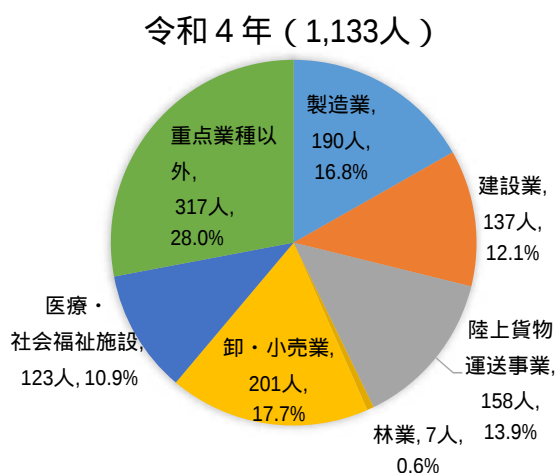


表 重点業種別死傷者数

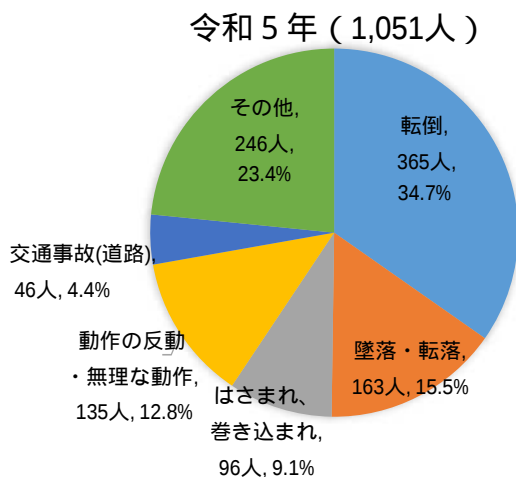
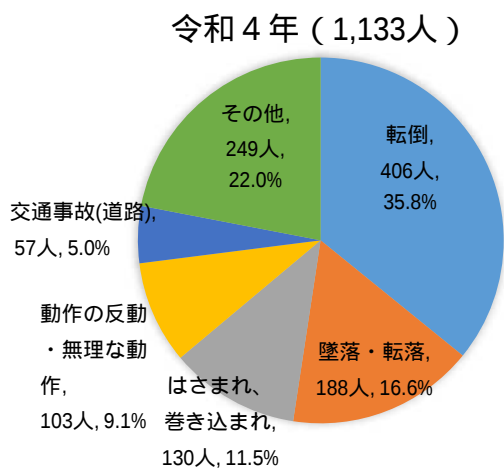
	令和5年 (1月～6月)		令和4年 (1月～6月)		令和5年と令和4年の比較		
					増減数		増減%
全産業	1,051人	(7人)	1,133人	(8人)	-82人	(-1 人)	-7.2%
製造業	178人	(2人)	190人	(2人)	-12人	(0 人)	-6.3%
建設業	123人	(4人)	137人	(3人)	-14人	(1 人)	-10.2%
陸上貨物運送事業	132人	(0人)	158人	(2人)	-26人	(-2 人)	-16.5%
林業	18人	(0人)	7人	(0人)	11人	(0 人)	157.1%
第三次産業	541人	(1人)	582人	(1人)	-41人	(0 人)	-7.0%
商業	198人	(1人)	229人	(0人)	-31人	(1 人)	-13.5%
卸・小売業	182人	(1人)	201人	(0人)	-19人	(1 人)	-9.5%
保健衛生業	119人	(0人)	127人	(0人)	-8人	(0 人)	-6.3%
医療・社会福祉施設	116人	(0人)	123人	(0人)	-7人	(0 人)	-5.7%
上記以外の業種の合計	77人	(0人)	66人	(0人)	11人	(0 人)	16.7%

(カッコ内は死亡者数)

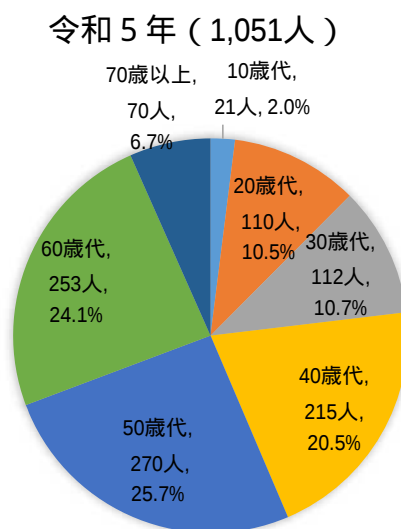
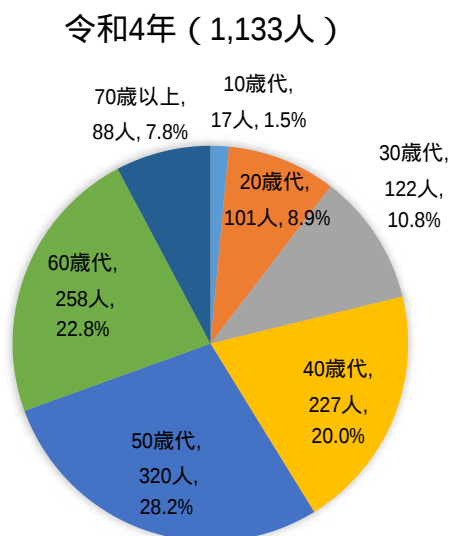
グラフ 2 重点業種別死傷者数



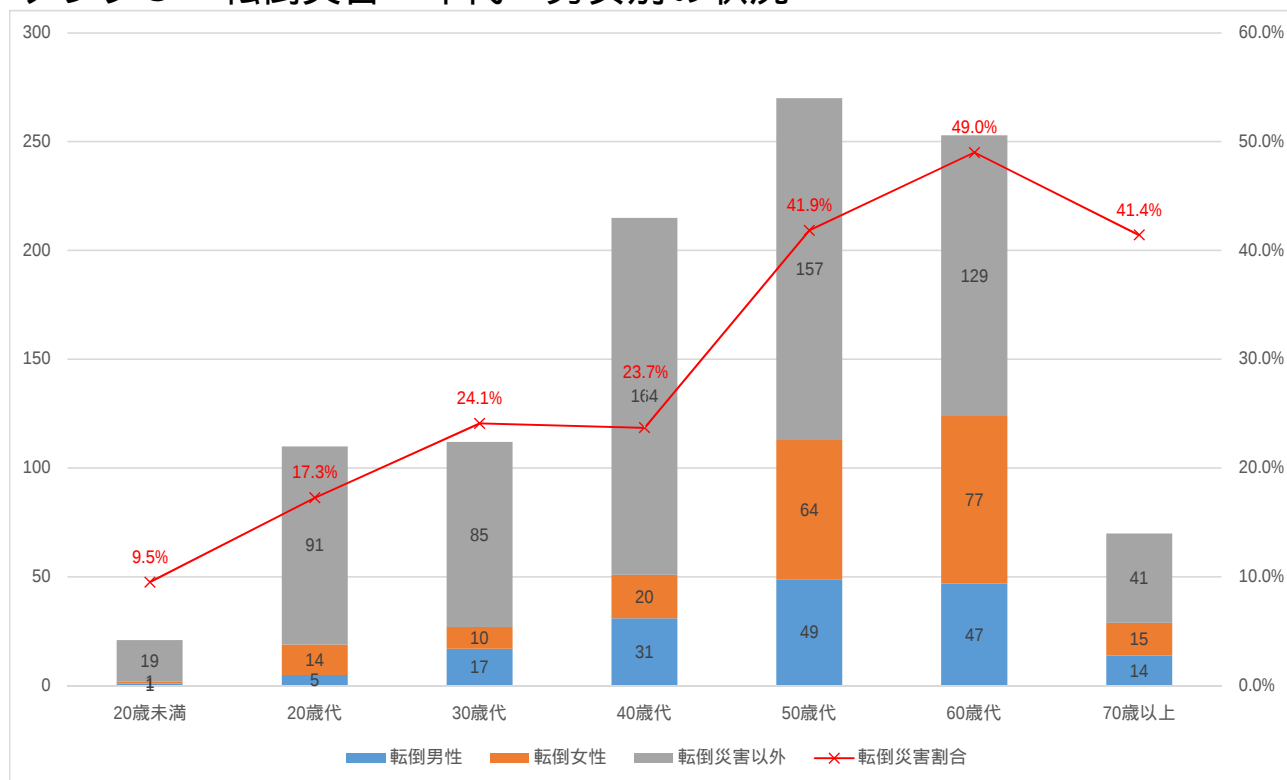
グラフ 3 事故の型別死傷者数



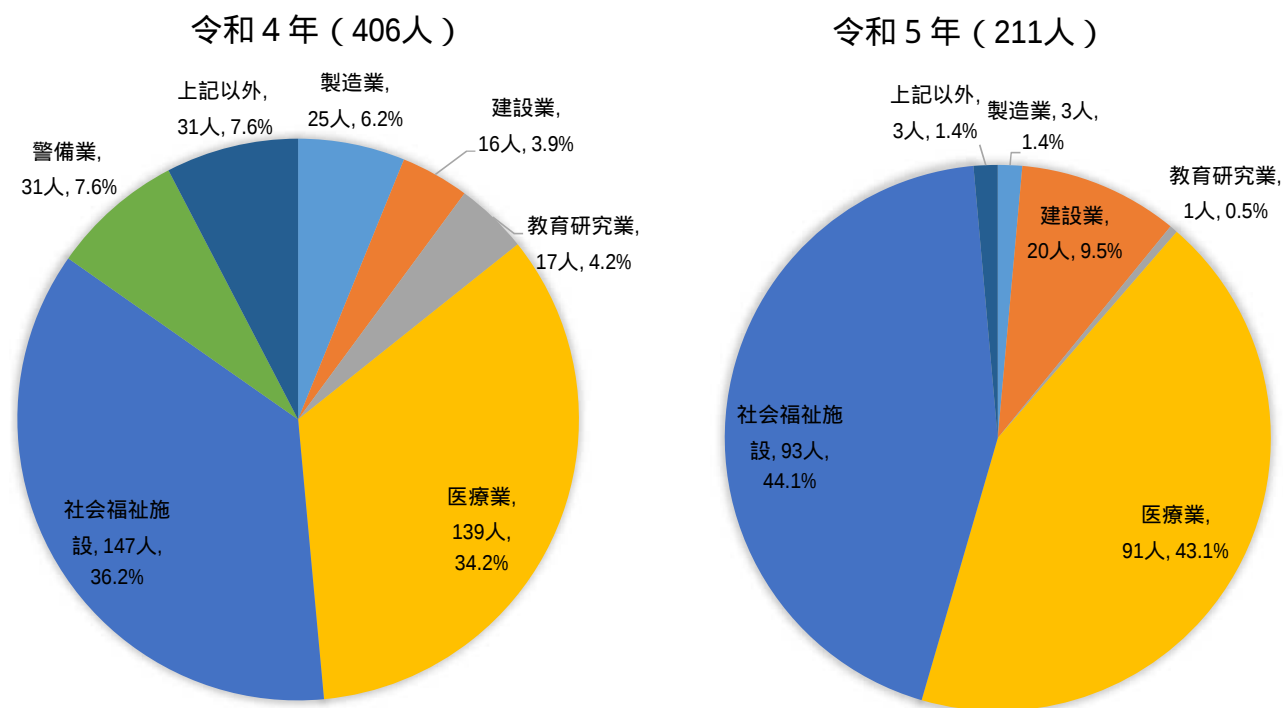
グラフ 4 年代別死傷者数



グラフ 5 転倒災害・年代・男女別の状況



グラフ 6 新型コロナウイルス感染症の状況（業種別）



番号	業種	労働者数	事故の型	発生状況
	発生月	時間帯	起因物	
1	その他の 建築工事業 (3.2.9)	1～10人	はさまれ、 巻き込まれ	勤務終了後事業場敷地内の構内道路を駐車場に向かって歩いていったところ、交差点を横断中に左折してきたダンプトラックに轢かれたもの。
	1月	16時台	トラック	
2	その他の 卸売業 (8.1.9)	10～49人	はさまれ、 巻き込まれ	2トンドンプトラックで牡蠣殻の運搬作業中、ダンプトラックを降車後に逸走したダンプトラック轢かれたもの。
	1月	14時台	トラック	
3	その他の 建設業 (3.3.9)	50～100人	交通事故 (道路)	移動式クレーンを回送するため、国道を走行中に病気をよる意識障害を起こし、車両ごと道路脇の用水路に転落した。この際運転席に大量の泥が流入したことにより窒息したもの。
	3月	15時台	移動式 クレーン	
4	その他の 建築工事 (3.2.9)	10～49人	墜落、転落	事業場資材置場に資材の雨よけ小屋を設置する作業中、移動式クレーンで木製パレットとワイヤモッコを組み合わせた搭乗設備で被災者を吊り上げ、アーク溶接しようとしたところ、バランスを崩して地面に墜落したもの。
	3月	16時台	移動式 クレーン	
5	木造家屋 建築工事業 (3.2.2)	1～10人	墜落、転落	木造平屋の倉庫新築工事にて、コーキング作業の下準備作業中、養生テープを貼るため足場から地面に降りようとしたところ、バランスを崩して、コンクリート面に墜落したもの。
	3月	9時台	足場	
6	造船業 (1.15.1)	100～299 人	墜落、転落	船へ荷物を運搬する作業中、岸壁と船にかけてあるタラップから足を踏み外し、海に転落したもの。
	4月	11時台	階段、栈橋	
7	合板製造業 (1-4-2)	100～299人	はさまれ、 巻き込まれ	製造ラインにて、機械加工された材料をリフターと呼ばれる装置に積み上げる工程で、一定量重なった材料を送り出す装置付近で頭部から出血し倒れていたもの。
	4月	5時台	動力運搬機	

(注)速報をとりまとめたものであり、今後、修正・削除される可能性がある。

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
☐	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐	服装	準備期間に検討した服装を着用
☐	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入职者や休み明け労働者に注意
☐	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
☐	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

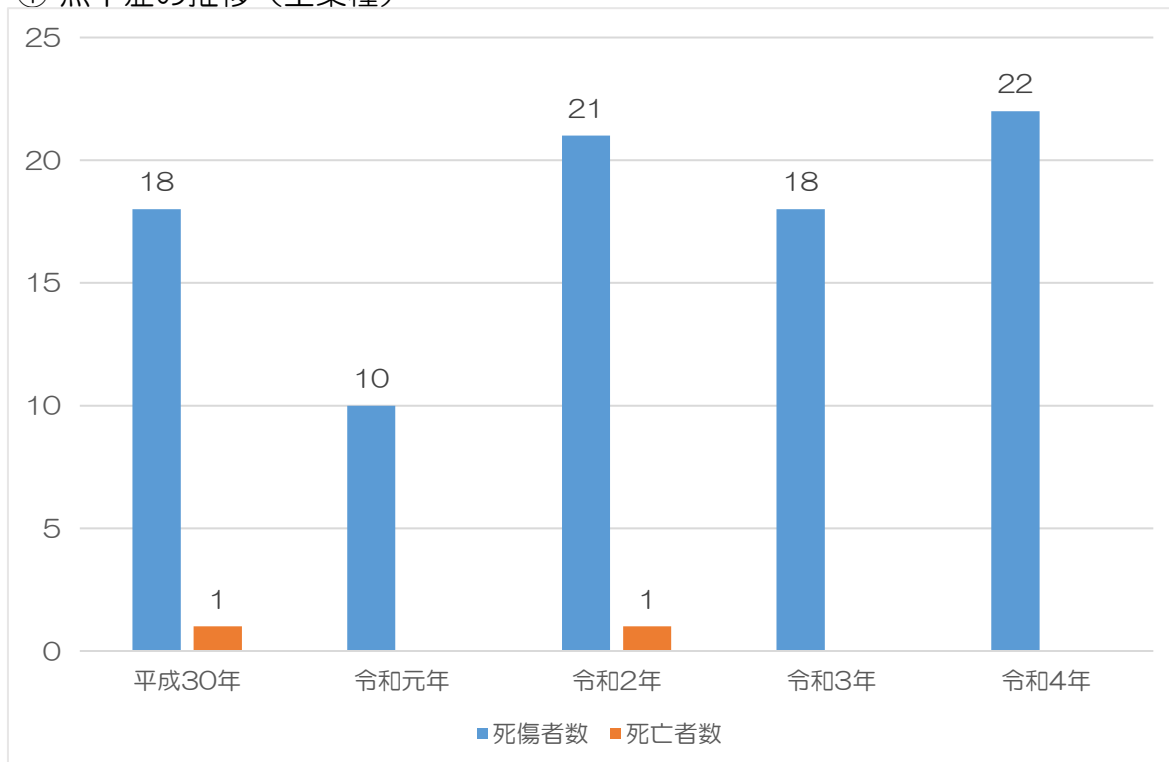
- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

宮城県内の熱中症による労働災害発生状況

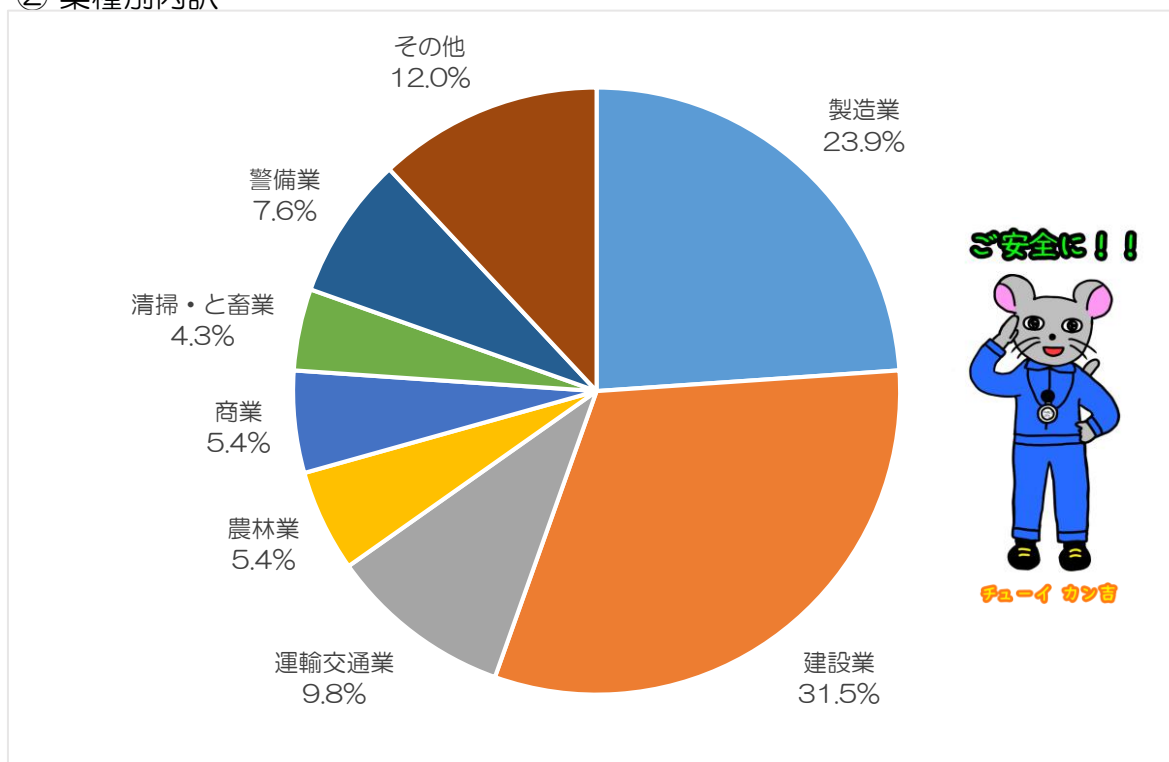
過去5年間の発生状況（平成30年～令和4年）

宮城労働局

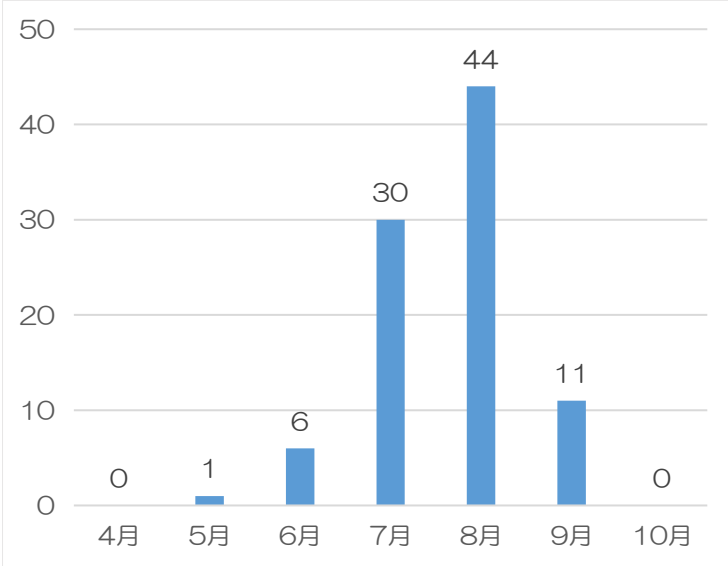
① 熱中症の推移（全業種）



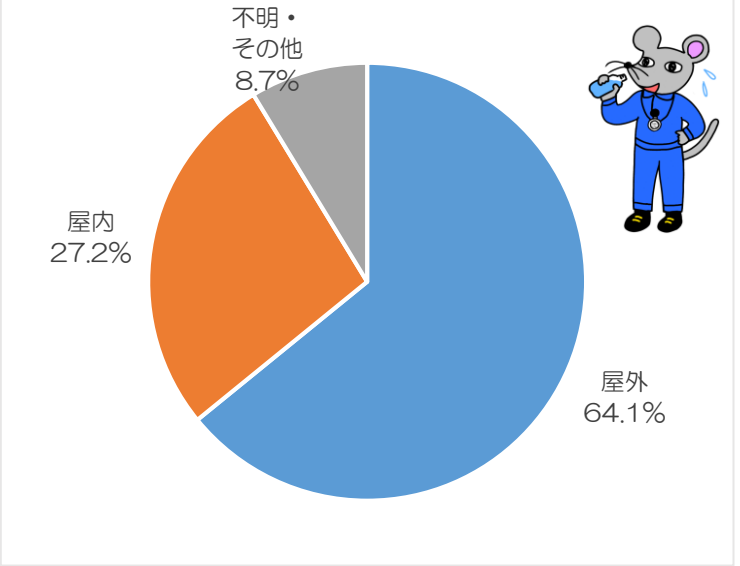
② 業種別内訳



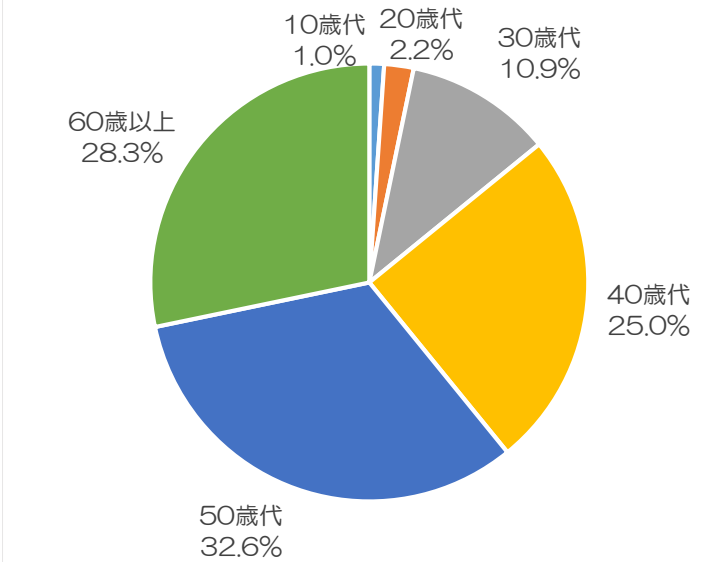
③ 月別内訳



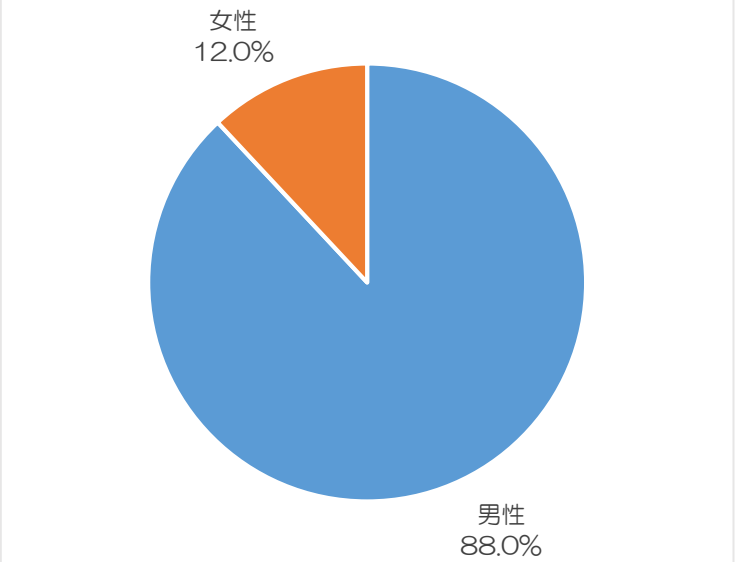
④ 発生場所別内訳



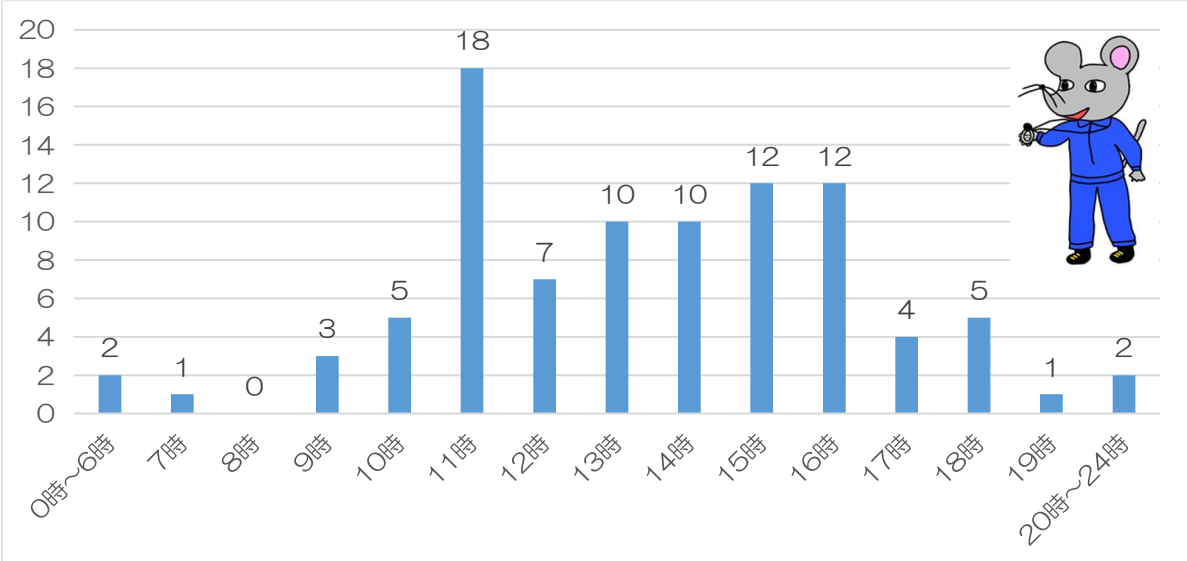
⑤ 年齢別内訳



⑥ 性別内訳



⑦ 時間帯別内訳



「令和5年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

「令和5年度エイジフレンドリー補助金」は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」といいます。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高年齢労働者の労働災害が増えています。
- 「高年齢労働者の労働災害防止コース」では、高年齢労働者が安全に働けるよう、高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組等に対して、補助を行います。
- 「コラボヘルスコース」では、コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して、補助を行います。
- 高年齢労働者の労働災害防止、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和5年6月12日～令和5年10月末日

	高年齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（※1） (3) 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（※1） (3) 労働者を常時1名以上雇用している 〔高年齢労働者が事業場に所属していない場合も補助の対象です。〕
補助対象	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	1 / 2	3 / 4
上限額	100万円 (消費税を除く)	30万円 (消費税を除く)
注意事項	※2コース併せての上限額は100万円です。 ※2コース併せた申請の場合は、必ず2コース同時に申請してください。 （月を変えて別々の申請はできません）。 ※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。 全ての申請者に交付されるものではありません。	

（※1）中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下
※ 労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。 ※ 医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。			



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

高年齢労働者の労働災害防止コース

- 高年齢労働者(60歳以上)の労働災害の防止のための取組に要する費用を補助対象とします。

- 1 転倒・墜落災害防止対策に関する費用
- 2 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策に関する費用
- 3 暑熱な環境による労働災害防止対策に関する費用
- 4 その他の高年齢労働者の労働災害防止対策に関する費用

● 具体的には次のような対策が対象となります ●

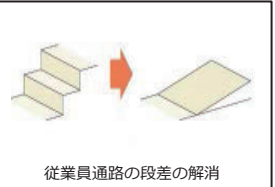
1 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業床や通路のつまずき防止対策（作業床や通路の段差解消）（※）
 - ◆ 作業床や通路の滑り防止対策（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
 - ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
 - ◆ トラック荷台等の昇降設備の導入
 - ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2 m未満の物）
 - ◆ 階段への手すりの設置（※）
 - ◆ 身体機能のチェックや運動指導の実施
- （※）法令違反状態の解消を図るものではないこと
- ★ 転倒災害対策のポイントは、厚生労働省HPをご確認ください。

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)



従業員通路の段差の解消



水場における防滑性能の高い床材等の導入



従業員通路への凍結防止装置の導入



転倒・腰痛災害防止のための運動指導の実施



移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備

2 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフト（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体への負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施
- ◆ 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止のための運動指導の実施

3 暑熱な環境による労働災害防止対策

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

4 その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

※労働者個人ごとに費用が生じる対策（運動指導、体温を下げるための機能のある服、ウェアラブルデバイス、パワーアシストスーツ等）については、対策にかかわる高年齢労働者の人数分に限り補助対象とします。

対象となる対策の具体例、補助の対象とならないものについては、エイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ内にあるQ & Aにまとめています。
申請前に必ずご確認ください。

エイジフレンドリー補助金事務センターHP：<https://www.jashcon-age.or.jp>

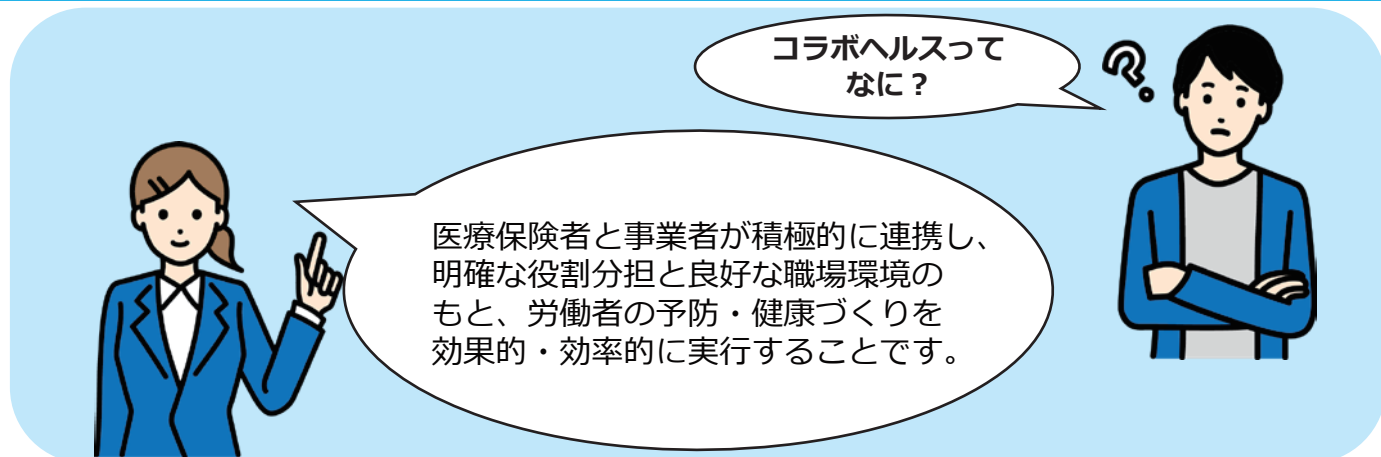


【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】

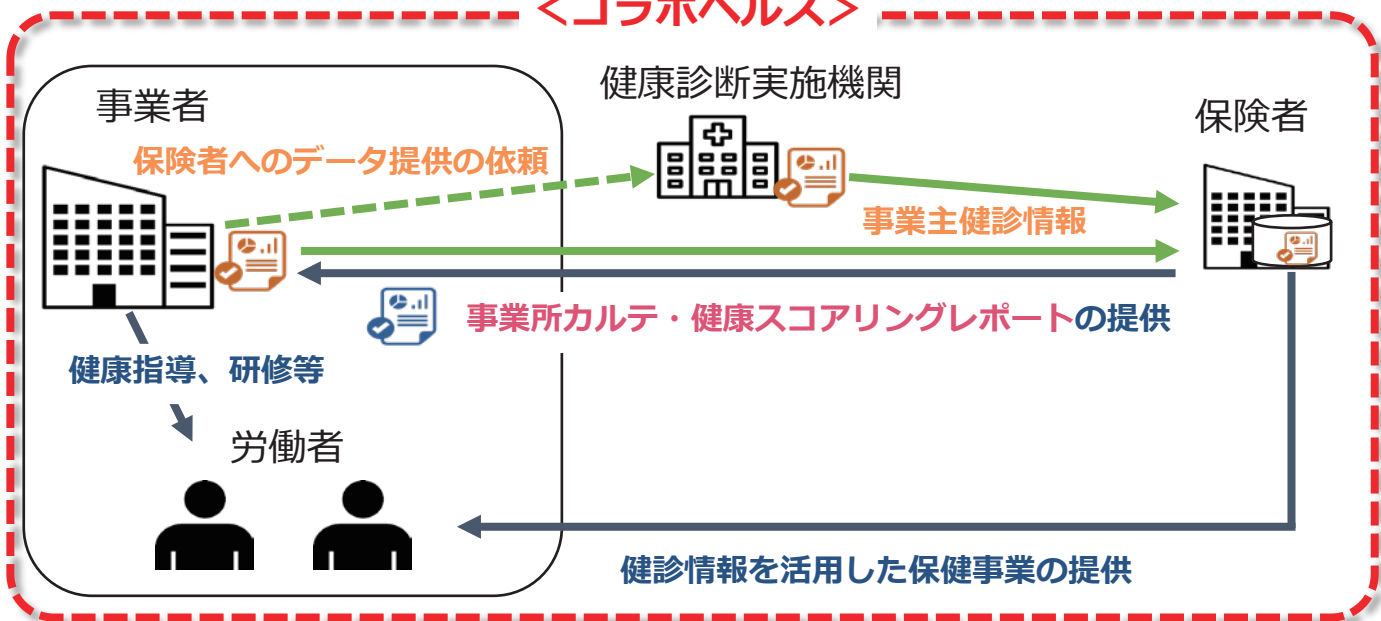
補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡し、または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

★注：申請内容確認のため、コンサルタント会が実地調査することがあります。

コラボヘルスコース



＜コラボヘルス＞



★労働者の健康保持増進のための次の取組に要する費用を補助対象とします★

【事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提となります】

- ◆ 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等（オンライン開催、eラーニングなども含む）
※産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの
- ◆ 事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によるコラボヘルスを実施するための健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行うシステムの導入
- ◆ 栄養・保健指導の実施などの労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用は除く）

事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用について

- 事業所カルテ・健康スコアリングレポートにより、各保険者の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、**全体平均や業態平均と比較したデータの見える化**が可能になります。
- 従業員等の健康状況について、現状認識を踏まえた具体的アクションの検討にご活用ください。
- 事業者から保険者に安衛法に基づく定期健康診断等の結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者の健康保持増進につながります。保険者への健康診断結果の提供にご協力ください。

申請方法

①補助金交付申請 (中小企業事業者)	■事務センターHPから「申請関係書類」をダウンロードしてください ■「注意事項」「提出資料一覧チェック表」を確認の上、全ての書類を揃えて送付してください(※消印、発送日がわかる方法で送付してください)
②審査～交付決定 通知書発行 (事務センター)	■申請書類は毎月末に取りまとめ、翌月に全ての書類を審査します ■審査結果は、審査した月の月末から翌月初め頃、以下の方法でお知らせします ・交付を決定した案件⇒申請代表者宛に「交付決定通知書」等を郵送します ・不採択になった案件⇒申請担当者宛にメールにより通知します
③対策の実施・費用 の支払い (中小企業事業者)	■交付決定通知書を受領したのち、対策を実施し、費用を支払ってください (交付決定通知書が到着したらできるだけ早く対策を実施すること) ※交付決定日以前の発注、購入、施工等は、補助金の支払いが認められません
④実績報告書及び 精算払請求書提出 (中小企業事業者)	■対策が終了し、費用の支払いが完了したのち「実績報告書及び精算払請求書」を含む必要書類を全て送付してください ※「交付決定通知書」郵送時に同封される「請求に必要な提出資料一覧表」を確認の上、全ての書類を揃えてください
⑤補助金の交付 (事務センター)	■事業者より提出された「実績報告書及び精算払請求書」を確認の上、確定通知書を郵送し、補助金を指定口座へ振り込みます

申請に当たっての注意事項

- ◆この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。
- ◆交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中に異なる対策での申請が可能です。ただし、9月及び10月申請分は除きます。

この補助金についてのお問合せは

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

「エイジフレンドリー補助金事務センター」まで

(エイジフレンドリー補助金事務センターHP <https://www.jashcon-age.or.jp>)

受付時間：平日10:00～12:00/13:00～16:00(土日祝休み)
(8月8日～8月15日(夏季休暇)、12月29日～1月3日(年末年始)を除く)

◎関係書類送付先◎

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター

申請に関する書類は「申請担当」宛に、支払に関する書類は「支払担当」宛にお送りください。

関係書類は郵送または宅配便でのみ受付します(メールでの申請はできません)。

消印が確認できない料金別納・料金後納や発送日が確認できない方法で送付しないでください。

◆支払関係資料の提出の最終締切日は令和6年1月31日(当日消印有効)です◆

申請、支払に関するお問合せは電話でのみ受付しています

«申請担当»

電話：03-6381-7507

FAX：03-6381-7508

追加資料送付専用メールアドレス

af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

«支払担当»

電話：03-6809-4085

FAX：03-6809-4086

追加資料送付専用メールアドレス

af-shiharai@jashcon.or.jp

重点事項ごとの具体的取組

②労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと【転倒予防対策】

- ②: 転倒しにくい環境づくり(段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等のハード対策)だけでなく、個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応(**転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等、骨粗しょう症検診の受診勧奨等**のソフト対策)に取り組む。

転倒等リスクチェック

転倒等リスク評価セルフチェック票

1. 身体機能計測結果

① スタビリティ(歩行能力・筋力)
あなたの結果は、____ 歳(身長)____ cm

下の評価表にはあなたの____評価____

評価	1	2	3	4	5
歩行速度	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~
歩行時間	~1.30	~1.46	~1.00		

② 座位スタビリティ(敏捷性)
あなたの結果は、____ 歳(身長)____ cm

下の評価表にはあなたの____評価____

評価	1	2	3	4	5
歩行速度	~24	25	29	34	40~
歩行時間	~24	25	29	34	40~

③ フォンクショナルバース(動的バース)
あなたの結果は、____ 歳(身長)____ cm

下の評価表にはあなたの____評価____

評価	1	2	3	4	5
歩行速度	~19	20	30	36	40~
歩行時間	~19	20	30	36	40~

④ 関節可動域(静的バース)
あなたの結果は、____ 歳(身長)____ cm

下の評価表にはあなたの____評価____

評価	1	2	3	4	5
歩行速度	~7	7.5	17.5	35.5	60.5~
歩行時間	~17	~17	~45	~60	

⑤ 関節可動域(動的バース)
あなたの結果は、____ 歳(身長)____ cm

下の評価表にはあなたの____評価____

評価	1	2	3	4	5
歩行速度	~15	15.5	30.5	34.5	120.5
歩行時間	~30	~30	~54	~120	~

身体機能計測の結果を
下のレーダーチャートに赤字で記入

2. 質問票(身体特性)

あなたの結果は、____ 歳(身長)____ cm

下の評価表にはあなたの____評価____

項目	1	2	3	4	5
1. 1. 人との接触、足踏みや他人との接触、よちよち歩き					
2. 2. 両足で歩行するときに足が滑る、足が滑る、足が滑る					
3. 3. 両足で歩行するときに足が滑る、足が滑る、足が滑る					
4. 4. 両足で歩行するときに足が滑る、足が滑る、足が滑る					
5. 5. 両足で歩行するときに足が滑る、足が滑る、足が滑る					
6. 6. 両足で歩行するときに足が滑る、足が滑る、足が滑る					
7. 7. 両足で歩行するときに足が滑る、足が滑る、足が滑る					
8. 8. 両足で歩行するときに足が滑る、足が滑る、足が滑る					

3. レーダーチャート

評価結果を下記に記入してください
(1の身体機能計測結果を記入、2の質問票(身体特性)は赤字で記入)

① 歩行能力・筋力
② 座位スタビリティ
③ フォンクショナルバース
④ 関節可動域(静的バース)
⑤ 関節可動域(動的バース)

運動プログラムの導入等

- 労働者の身体機能低下を抑制し、転倒災害を予防する。

中災防

転倒災害防止のための身体機能向上セミナー

厚生労働省 毎日3分でできる

転びにくい体をつくる職場エクササイズ



骨粗しょう症検診の受診勧奨

- 特に高年齢女性に対して、市町村が実施する「骨粗しょう症検診」の受診を勧奨する。